

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針（第6次）の概要

水・大気環境局
閉鎖性海域対策室

1 総量削減基本方針について

水質総量規制は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、全ての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度である。

水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、汚濁負荷の削減目標量及び削減の方途、目標年度等を定める、総量規制制度の根幹を成すもので、昭和54年以来5次にわたり策定されており、総量削減基本方針（第6次）は、公害対策会議の議を経て平成18年11月21日、環境大臣により策定された。

2 総量削減基本方針（第6次）の概要

（2）削減の方途

平成21年度を目標年度とし、東京湾、伊勢湾、大阪湾は水環境を改善するため、瀬戸内海（大阪湾を除く。）は海域の水質の悪化防止等のために、次の施策を講ずることにより、削減目標量の達成を図る。

- 下水道整備、浄化槽、農業集落排水施設などの整備、これらの高度化
- 適切な総量規制基準の設定による総量規制対象事業場の規制
- 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理、養殖漁場の改善、小規模事業場に対する上乘せ排水基準の設定、削減指導等
- 情報発信、普及啓発
- 干潟の保全・再生

（3）削減目標量

（単位：t/日）

		削減目標量 (平成21年度における量)	平成16年度における量
東京湾	COD	193	211
	窒素含有量	199	208
	りん含有量	13.9	15.3
伊勢湾	COD	167	186
	窒素含有量	123	129
	りん含有量	9.6	10.8
瀬戸内 海 (大阪湾)	COD	537 (133)	561 (144)
	窒素含有量	465 (116)	476 (121)
	りん含有量	29.5 (7.5)	30.6 (8.2)

3 今後の予定

（1）都府県における総量削減計画（第6次）の策定

総量削減計画を平成19年6月頃に策定。

（2）総量規制基準（第6次）の設定

総量規制基準（第6次）を平成19年6月頃に定め、同9月頃から適用（既設事業場は平成21年4月1日から適用）。

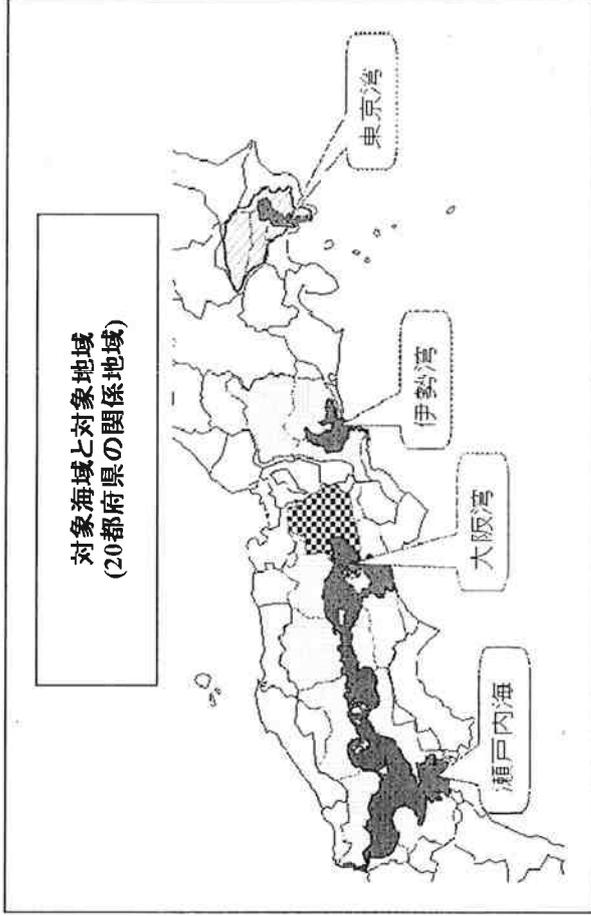
1 水質総量規制とは

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(濃度基準)のみによっては、COD等の環境基準達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、内陸府県を含め、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度。
昭和54年以降、5年ごと5次にわたり実施。

(2) 指定項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん
(窒素・りんは第5次総量規制から指定項目)

(3) 指定水域・指定地域

東京湾	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 関係地域
伊勢湾	岐阜県、愛知県、三重県 の関係地域
瀬戸内海	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、福岡県、大分県 の関係地域



2 水質総量規制制度

総量削減基本方針(環境大臣)

・水質汚濁防止法第4条の2
・都府県知事意見聴取
・公害対策会議の議を経る

総量削減計画 (都府県知事)

・水質汚濁防止法第4条
の3
・公害対策会議の議を経
て環境大臣が同意

目標年度、削減目標量、削減に関する
基本的事項

生活系、産業系、その他系列の削減
目標量、方途等

総量規制基準

日平均排水量50m³の特定事業
場に対する
負荷量=濃度×水量
の規制

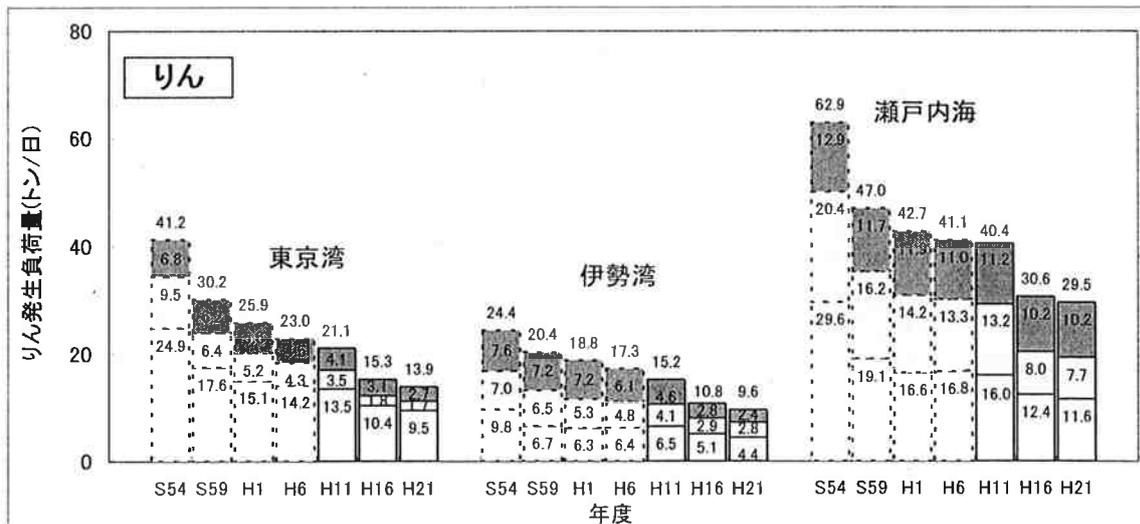
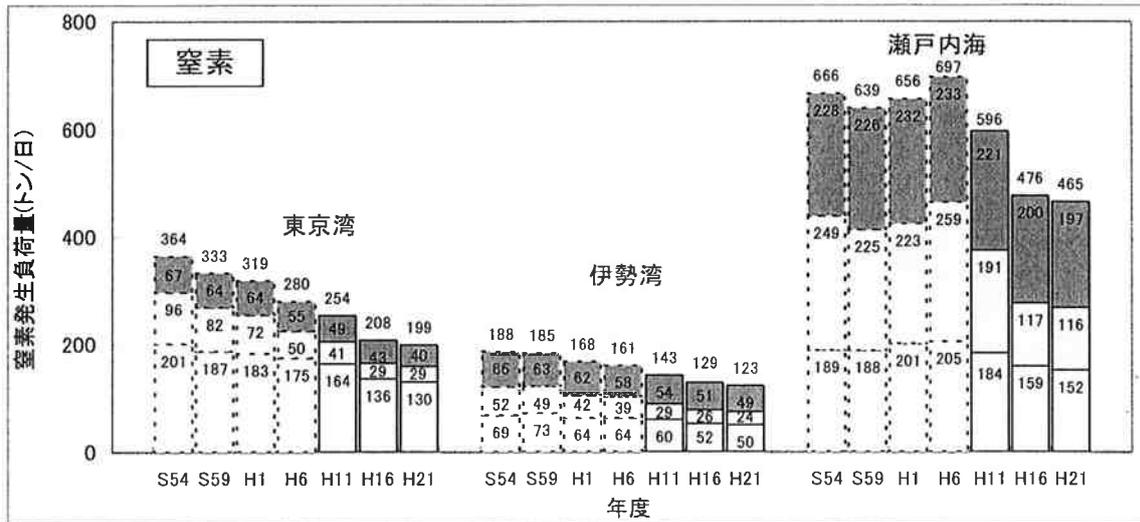
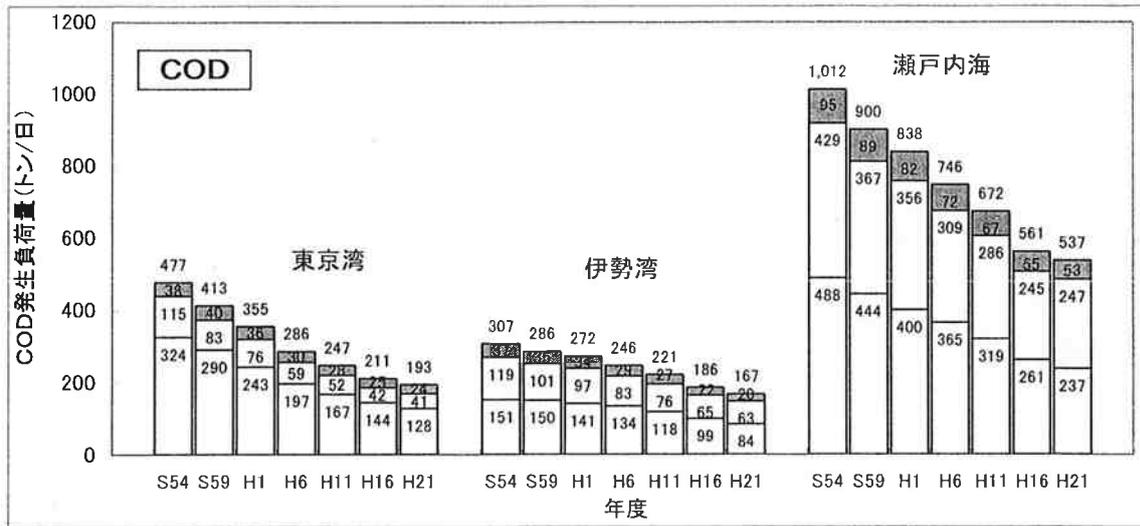
削減指導等

小規模事業場等対策
未規制事業場対策
農業、畜産農業等
底質対策等

事業の実施

下水道・浄化槽等の整備
その他の処理の高度化

3 汚濁負荷量の推移及びH21削減目標量



□生活系 □産業系 ■その他系

(注1) 点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
(注2) 平成21年度の値は削減目標量とした

